

改正

平成27年4月1日水道事業管理規程第1号
平成27年9月1日水道事業管理規程第4号
平成28年12月1日水道事業管理規程第8号
平成31年4月1日水道事業管理規程第7号
令和2年8月1日水道事業管理規程第8号
令和3年4月1日水道事業管理規程第7号
令和6年3月29日水道事業管理規程第4号

伊丹市下水道条例施行規程

(目的)

第1条 この規程は、伊丹市下水道条例（昭和43年伊丹市条例第29号。以下「条例」という。）第33条の規定に基づき条例の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(地震によって下水の排除に支障が生じないための措置)

第2条 条例第2条の2第1項第4号の規程で定める措置は、次項及び第3項に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

- (1) 排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固めもしくは固化もしくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (2) 排水施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (3) 排水施設の伸縮その他の変形により当該排水施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次項及び第3項に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

2 重要な排水施設（地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設又は破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、もしくは復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設をいう。以下この項

において同じ。)の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

- (1) 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設の健全な流下能力を損なわないこと。
- (2) 施設の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力の回復が可能なものとし、当該排水施設の所期の流下能力を保持すること。

3 重要な排水施設以外の排水施設の耐震性能は、前項第1号に定めるとおりとする。

(排水管の内径及び排水渠(きょ)の断面積)

第3条 条例第2条の2第1項第5号の規程で定める数値は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値とする。

- (1) 排水管の内径 200ミリメートル(自然流下によらない排水管にあつては、30ミリメートル)。
ただし、地形の状況等によりやむを得ないと管理者が認める場合は、100ミリメートルとする。
- (2) 排水渠(きょ)の断面積 5,000平方ミリメートル
(マンホールの蓋の構造の基準)

第4条 条例第2条の2第1項第9号の規程で定める基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 汚水を排除すべきマンホールの蓋は、雨水及び土砂の流入並びに臭気の漏えいを防止する構造とすること。
- (2) 小口径マンホールの蓋の鍵穴は、土砂等による閉塞を防止する形状とすること。
- (3) 蓋の側面は、上からの圧力に対する蓋の動揺を防止するため、適切な勾配を付した形状とすること。
- (4) ちょうつがいにより受枠と連結され、かつ、蓋の取付け及び取外しが容易にできる構造とすること。
- (5) 閉じたときに自動的に施錠する構造とすること。
- (6) マンホール内の圧力の上昇時に一定の高さまで浮上して圧力を解放し、かつ、圧力の低下後は自動的に元の位置に戻る構造とすること。

(ます及びマンホールの蓋の意匠)

第5条 条例第2条の2第2項の規程で定める意匠は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ますの蓋 蓋の中央部に、直径が4.5センチメートル以上7.5センチメートル以下の市章の図柄が施されていること。

- (2) マンホールの蓋 蓋の全面に別表に定める図柄のうちいずれかの図柄が施されていること。
(排水設備の固着箇所等)

第6条 条例第3条第2号に規定する排水設備を公共ます等に固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 取付管の接続孔の管底高とくいちがいの生じないようにすること。
(2) 内壁に突き出ないようにさし入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。
(3) 勾配に注意してさし入れること。
(4) 前各号によりがたいときは、管理者の指示を受けること。

(排水設備の構造基準)

第7条 排水設備の構造基準は、法令の規定によるほか次の各号によらなければならない。

- (1) 水洗便所、台所、浴場、洗たく場等の汚水流出箇所には、防臭装置を取り付けること。
(2) 防臭装置の封水がサイホン作用又は逆流によって破られるおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。
(3) 台所、浴場、洗たく場等の汚水流出口には、じんかいその他固形物の流下をとめるために有効なストレーナー、若しくは幅員1センチメートル以下のこうし又は金網を設けること。
(4) 自動車又は三輪自動車の所有者若しくはこれらの修繕又は洗滌業者は、除油装置を有する沈砂設備を設けること。
(5) 枝管の内径の大きさは、接続管の内径以上とする。
(6) ますの内径又は内のり幅は、次の表のとおりとする。

ア プラスチック製の汚水ます

種別	内径又は内のり幅
排水管の内径又は排水渠(きょ)の内のり幅が100ミリメートル以下で、ますの内側の底面と地表面との差が800ミリメートルまでのとき	150ミリメートル以上
排水管の内径又は排水渠(きょ)の内のり幅が150ミリメートル以下で、ますの内側の底面と地表面との差が1,200ミリメートルまでのとき	200ミリメートル以上

排水管の内径又は排水渠(きょ)の内のり幅が250ミリメートル以下で、ますの内側の底面と地表面との差が1,500ミリメートルまでのとき	300ミリメートル以上
排水管の内径又は排水渠(きょ)の内のり幅が250ミリメートルを超えるとき又はますの内側の底面と地表面との差が1,500ミリメートルを超えるとき	管理者が排水設備の管理上必要と認める内径又は内のり幅

イ プラスチック製の雨水ます

種別	内径又は内のり幅
排水管の内径又は排水渠(きょ)の内のり幅が200ミリメートル以下で、ますの内側の底面と地表面との差が800ミリメートルまでのとき	250ミリメートル以上
排水管の内径又は排水渠(きょ)の内のり幅が250ミリメートル以下で、ますの内側の底面と地表面との差が1,500ミリメートルまでのとき	300ミリメートル以上
排水管の内径又は排水渠(きょ)の内のり幅が250ミリメートルを超えるとき又はますの内側の底面と地表面との差が1,500ミリメートルを超えるとき	管理者が排水設備の管理上必要と認める内径又は内のり幅

ウ コンクリート製のます

種別	内径又は内のり幅
ますの内側の底面と地表面との差が600ミリメートルまでのとき	300ミリメートル以上
ますの内側の底面と地表面との差が600ミリメートルを超え750ミリメートルまでのとき	350ミリメートル以上
ますの内側の底面と地表面との差が750ミリメートルを超え800ミリメートルまでのとき	400ミリメートル以上
ますの内側の底面と地表面との差が800ミリメートルを超え900ミリメートルまでのとき	450ミリメートル以上
ますの内側の底面と地表面との差が900ミリメートルを超え1,500ミリメートルまでのとき	600ミリメートル以上

ますの内側の底面と地表面との差が1,500ミリメートルを超え2,000ミリメートルまでのとき	750ミリメートル以上
ますの内側の底面と地表面との差が2,000ミリメートルを超えるとき	900ミリメートル以上

(7) 排水管の土かぶりは、公道内では75センチメートル以上、私道内では45センチメートル以上、宅地内では20センチメートル以上を標準とすること。

(8) 地下室その他下水の自然流下が十分でない場所における排水は、下水が逆流しないような構造のポンプ施設を設けること。

(排水設備の確認申請)

第8条 条例第4条第1項の規定により排水設備の新設等の確認を受けようとする者は、排水設備新設等確認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え工事着手日の15日前までに管理者に提出しなければならない。この場合において、土地、家屋の状況により数人共同して排水設備の新設等を行おうとするときは、代表者を定め、代表者が申請しなければならない。

(1) 次に掲げる事項を表示した平面図(縮尺200分の1) 1部

ア 排水設備を設置し、又は改築しようとする土地(以下この項において「申請地」という。)の境界線

イ 申請地付近の道路の配置

ウ 申請地内にある建築物及び台所、浴場、洗たく場、便所その他汚水を排除する施設の配置

エ 申請地付近の公共下水道の配置

オ 他人の排水設備を使用するときは、その他人の排水設備の配置

カ 管渠(きょ)の配置、形状、寸法及び勾配

キ 防臭装置及びますの配置

ク スクリーン油脂止めの装置その他の除害施設

又はポンプ施設を設けるときは、その配置

ケ その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項

(2) 申請地の面積が1ヘクタール以上であるときは、申請地の地表勾配及び管渠(きょ)の勾配をあらわした縦断面図 1部

(3) 除害施設(スクリーン法を除く。)又はポンプ施設を設けるときは、その形状、寸法及び能力を表示した図面 1部

(4) 他人の土地又は排水設備を使用しようとするときは、その他人の同意書

(5) 申請地付近の見取り案内図

2 前項の申請があったときは、内容を審査し、適当と認めた場合は、排水設備新設等確認通知書(様式第2号)により通知する。

(排水設備の軽微な変更)

第9条 条例第4条第2項ただし書に規定する排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 屋内の排水管に固着する洗面器、水洗便所のタンク及び便所の大きさ、構造又は位置の変更

(2) 防臭装置、ゴミヨケ装置等の付帯装置で、確認を受けたときの能力を低下させない変更

(3) その他特に軽微な変更で管理者の認めたもの

(排水設備新設等の完了の届出)

第10条 条例第7条第1項の規定による排水設備の工事の完了の届出は、様式第3号による。

2 条例第7条第2項の規定により交付する検査済証は、様式第4号によるものとし、その交付を受けた者は、当該排水設備に係る建物の門戸等の見やすい箇所にこれを掲げなければならない。

(排水設備を設置すべき期限)

第11条 下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第10条第1項の規定による排水設備を設置すべき期限は、公共下水道の使用が開始されてから1年とする。ただし、管理者がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

2 前項に規定する期限内に排水設備工事を完成できない者は、排水設備設置期間延長許可申請書(様式第5号)を管理者に提出して、当該期間の延長の許可を受けることができる。

3 前項の規定による申請があったときは、実情を調査してその適否を決定し、排水設備設置期間延長決定通知書(様式第6号)により通知する。

(使用開始等の届出)

第12条 条例第10条第1項の規定による公共下水道の使用の開始、休止、廃止又は再開の届出は、様式第7号による。

2 公共下水道の使用の休止又は廃止の届出をしないときは、これを使用しているものとみなす。

(使用者の変更の届出)

第13条 条例第11条第1項の規定による使用者の変更の届出は、様式第8号による。

(管理者以外の者が行う公共下水道施設の工事又は維持)

第14条 法第16条の規定により、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行おうとする者は、公共下水道施設施工等承認申請書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(1) 申請地付近の見取り案内図

(2) 申請の対象となる公共下水道施設の平面図、縦断面図、横断面図及び構造図

2 管理者は、前項の規定により申請を受けたときは、内容を審査してその適否を決定し、公共下水道施設施工等(承認・不承認)決定通知書(様式第10号)により通知する。

3 管理者は、工事の施行を許可した場合において必要と認めたときは、職員に工事の監督を命ずることがある。

4 第2項の規定により施工等の承認を受けた者は、工事の完了後速やかに公共下水道施設施工等完了届(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて管理者に提出し、検査を受けなければならない。

(1) 第1項第2号に規定する図面に変更があった場合は変更された図面

(2) 工事着手前、工事の各工程及び竣工時の状況を撮影した写真

(管理者以外の者が設置した公共下水道施設の帰属)

第15条 前条の規定により設置された公共下水道施設(検査により適合すると認められたものに限る。)は、管理者に帰属するものとする。

(行為の許可)

第16条 条例第14条に規定する申請書は、様式第12号による。

2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査してその適否を決定し、物件設置等許可書(様式第13号)により通知する。

(使用料の算定)

第17条 条例第18条第2項ただし書に規定する規程で定める水量に満たないときは、1使用月において200立方メートル以下のときとする。

(水質の認定)

第18条 条例第18条第3項の規定による汚水の水質の認定方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 当該汚水について水質検定を行い、その結果により管理者が認定する。

(2) 前号の水質検定は、下水の水質の検定方法に関する省令(昭和37年厚生省建設省令第1号)に定める方法により行う。

- (3) 排除される汚水の水質が、通常生活汚水の水質と同程度であると判断できる場合は、前2号の規定にかかわらず、当該汚水の水質を生物化学的酸素要求量1リットルにつき200ミリグラム、浮遊物質量1リットルにつき180ミリグラムとみなす。

(汚水排除量の算定)

第19条 条例第19条第1項の規定による汚水排除量の算定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 家事用に使用する井戸のうち動力式揚水設備のあるものについては、1世帯1人の場合は、1月につき10立方メートル、1人を超える場合は、1人増す毎に4立方メートルを加算し、手動式の井戸については、1世帯5人までは1月につき8立方メートル、5人を超える場合は、1人増す毎に1立方メートルとし、浴槽がある場合においては、1個につき2立方メートルを加算する。
- (2) 前号に定める井戸が水道と併用されている場合には、前号により算出した量の2分の1をもって当該井戸の汚水の排除量とみなす。
- (3) 前2号以外のものについては、使用者の世帯人数、業態揚水設備その他の水の使用状況等の事実を考慮して汚水の排除量を算定する。

- 2 条例第19条第1項第4号の規定により汚水の量を申告しようとするときは、下水道汚水排除量認定申告書(様式第14号)を管理者に提出しなければならない。申告書の内容に変更が生じたときも同様とする。

(使用料の徴収方法等)

第20条 条例第20条の納入通知書の様式は、管理者が別に定める。

- 2 公共下水道の使用を休止し、廃止し、又は臨時に使用した場合の使用料は、即納とする。
- 3 月の中途において、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするとき、及び水洗便所を設置又は廃止したときの使用料は1月として算定する。

(使用料の減免又は徴収猶予の手續)

第21条 条例第23条の規定により使用料の減免又は徴収猶予を申請しようとする者は、下水道使用料(免除)(減額)(徴収猶予)申請書(様式第15号)を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請があったときは、内容を審査して、その適否を決定し、下水道使用料(免除)(減額)(徴収猶予)決定通知書(様式第16号)により通知する。

(滞納処分に関する事務の委任)

第22条 管理者は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第13条第2項の規定により、使用料の徴収事務に従事する職員に、滞納処分のための調査、質問若しくは検査又は財産の差押えに関する事務を委任することができる。

2 管理者は、前項の規定により委任した職員に、その身分を示す下水道使用料徴収職員証（様式第17号）を交付するものとする。

3 第1項の規定による委任を受けた職員は、前項の下水道使用料徴収職員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(占有の許可等)

第23条 条例第27条に規定する申請書は、様式第18号による。

2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査してその適否を決定し、占有許可書（様式第18号の2）により通知する。

(占有期間の更新)

第24条 条例第29条第2項に規定する申請書は、様式第19号による。

2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査してその適否を決定し、占有期間更新許可書（様式第19号の2）により通知する。

(占有期間満了等の届出)

第25条 条例第30条の規定による届出は、様式第20号による。

(委任)

第26条 この規程の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年4月1日水管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年9月1日水管規程第4号抄）

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年12月1日水管規程第8号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に存する排水設備及びこの規程の施行の日前にこの規程による改正前の伊丹市下水道条例施行規程（以下「旧規程」という。）第8条第1項の排水設備新設等確認申請書が提出されたもののうち、この規程による改正後の伊丹市下水道条例施行規程（以下「新規程」という。）第7条第6号の規定に適合しないものに係る構造基準については、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成29年2月28日までの間に旧規程による様式により提出された申請書その他の書類は、新規程による様式により提出されたものとみなす。

付 則（平成31年4月1日水管規程第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年8月1日水管規程第8号）

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にあるこの規程による改正前の伊丹市下水道条例施行規程別表による図柄については、当分の間、これを使用することができる。

付 則（令和3年4月1日水管規程第7号）

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（令和6年3月29日水管規程第4号）

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

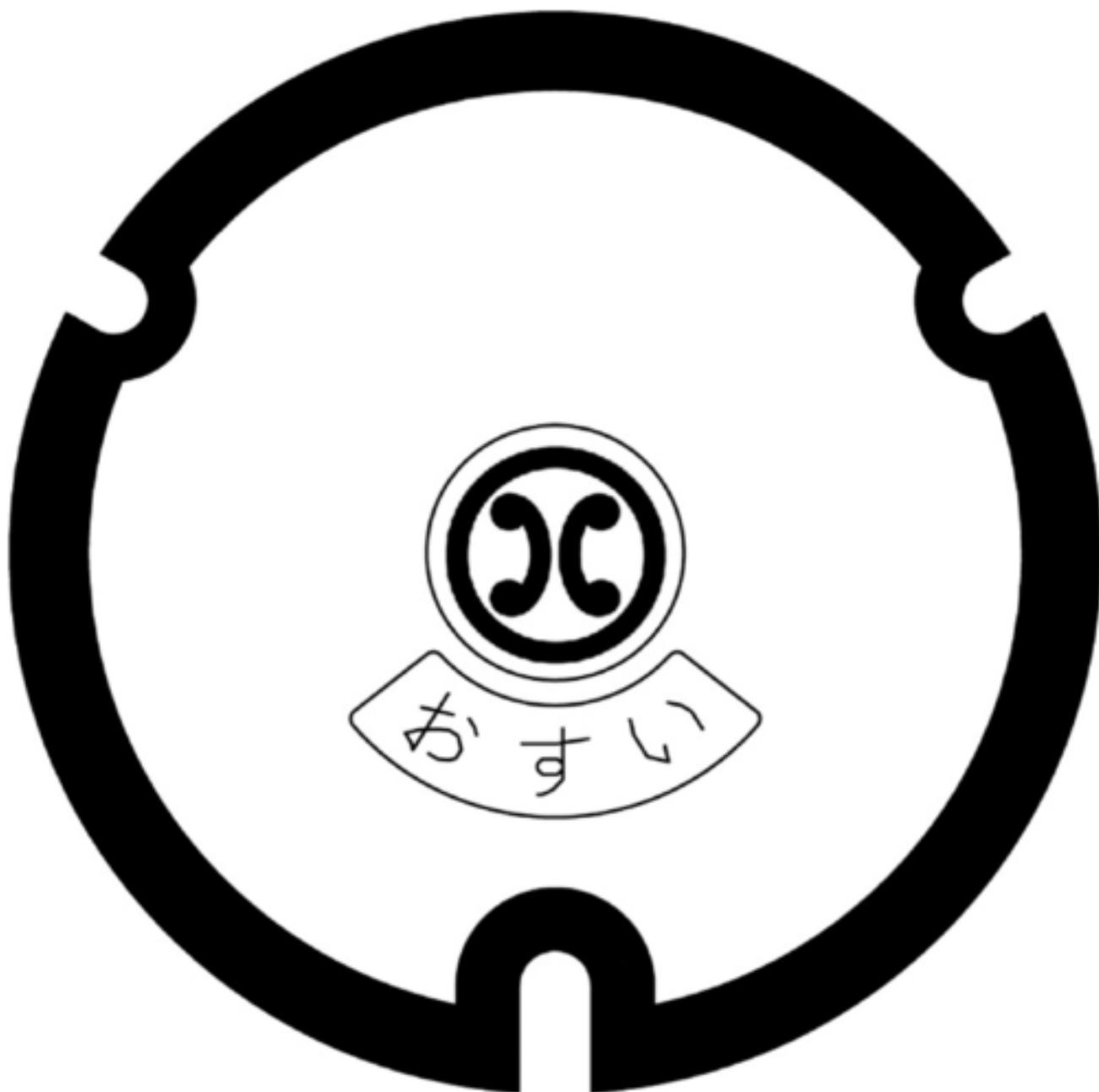
別表







小口径マンホールの蓋



※表面模様は各メーカーの標準柄とする。

備考 上記の図柄のうち「おすい」とある部分は、雨水のみを排除すべきマンホールの蓋にあつては「うすい」と、汚水と雨水とを合わせて排除すべきマンホールの蓋にあつては「合流」と表記するものとする。

様式第1号

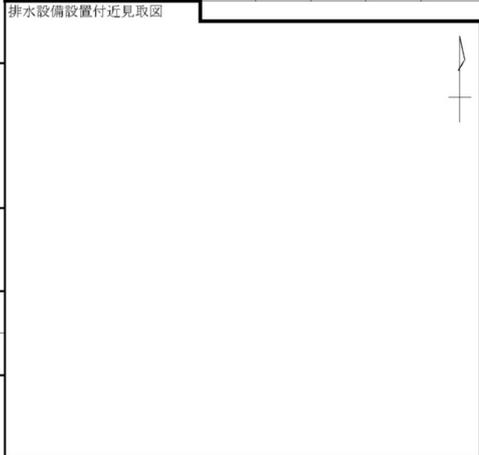
(表面)

様式第1号

排水設備新設等確認申請書

伊丹市上下水道事業管理者 様

伊丹市下水道条例第4条第1項の規定により、次のとおり排水設備新設等の計画確認を申請します。

申請者	〒 _____ 年 月 日		給水申込 受付番号	処理区 原田 武庫川	分区番号	開発受 付番号	計画確認日		確認番号		
	住所 ふりがな _____ 氏名 _____						課長				
設置場所	〒 664- _____ 伊丹市		排水設備設置付近見取図 								
指定工事店	名称 _____ 電話番号 _____ 所在地 _____										
工事種別	汲取 浄化槽 新設 増設 改築 改造 切替	給水 装置番号 (お客様 番号)									～
用途	住居 事業場 公衆浴場	備考									
使用水	上水道 井戸 工業用水 雨水利用等										

- 注 1 太線の中だけ記入してください。
 2 この申請書は、必ず工事着手の15日前までに提出してください。
 3 排水設備を設置するときは、設置する土地の所有者など利害関係者の承諾が必要です。
 4 申請、届出の手續を申請者に代わって行うときは、申請者本人の委任状が必要です。
 5 この申請書及び添付書類の記載事項を変更しようとするときは、計画の確認を受ける必要があります。
 6 伊丹市下水道条例第12条の2に規定する水質に適合しない下水を排除するときは、除害施設の設置等の措置が必要です。

(裏面)

確認番号				設置場所	伊丹市	排水面積 ㎡	指定 工事店
排除方式	分流 合流	接続箇所	公共ます 私設ます	申請者			責任 技術者
特殊施設	下段に、①地下排水槽、②雨水調整槽、③特定施設、④除害施設、⑤油水分離槽等、⑥ディスボアザ排水処理施設、⑦床下合流継手、⑧その他の名称						
設計図	縮尺 _____			方位 _____			

様式第2号

排水設備新設等確認通知書

年 月 日

申請者 様

伊丹市上下水道事業管理者

年 月 日付けで申請のあった下記の排水設備新設等について、計画を確認したので通知します。

記

1. 確認番号
2. 確認年月日
3. 設置場所
4. 指定工事店

様式第3号

(表面)

様式第3号

排水設備工事完了届

伊丹市上下水道事業管理者様

伊丹市下水道条例第7条第1項の規定により、次のとおり排水設備工事が完了したので届け出ます。

排水設備設置付近見取図																						
+																						
完成検査結果	<table border="1"> <tr> <td>年月日</td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>次の事項不適</td> <td><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>次の事項不適</td> </tr> </table>	年月日	年月日	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 次の事項不適	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 次の事項不適																	
年月日	年月日																					
<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 次の事項不適	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 次の事項不適																					
特記事項	<table border="1"> <tr> <td>処理区</td> <td>処理分区</td> <td>開発受付番号</td> </tr> <tr> <td>原田</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">受益者負担金調査</td> <td>担当</td> </tr> <tr> <td colspan="2">納入通知書番号:</td> <td>受付</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>賦課済 [<input type="checkbox"/>納入済 <input type="checkbox"/>滞納]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>未賦課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td></td> <td>担当</td> </tr> </table>	処理区	処理分区	開発受付番号	原田			受益者負担金調査		担当	納入通知書番号:		受付	<input type="checkbox"/> 賦課済 [<input type="checkbox"/> 納入済 <input type="checkbox"/> 滞納]			<input type="checkbox"/> 未賦課			課長		担当
処理区	処理分区	開発受付番号																				
原田																						
受益者負担金調査		担当																				
納入通知書番号:		受付																				
<input type="checkbox"/> 賦課済 [<input type="checkbox"/> 納入済 <input type="checkbox"/> 滞納]																						
<input type="checkbox"/> 未賦課																						
課長		担当																				
決裁																						

届出者 (指定工事店)	〒 _____ 年 月 日	
	所在地 _____	
	名称 _____	
	電話 _____	
設置場所	〒 664- _____ 伊丹市	
設置者 (確認申請者)	住所 _____ 氏名 _____	
工事種別	汲取 浄化槽 新設 増設 改築	給水装置番号 (お客様番号)
用途	住居 事業場 公衆浴場	備考
使用水	上水道 井戸 工業用水 雨水利用等	
確認番号		

注意事項 1 太線の中だけに記入してください。
2 この届出書は、必ず工事完了の5日後までに提出してください。

(裏面)

確認番号			設置場所	伊丹市	排水面積	指定工事店
排除方式	分流 合流	接続箇所	公共ます 私設ます	申請者		責任技術者
特殊施設	下段に、①地下排水槽、②雨水調整槽、③特定施設、④除害施設、⑤油水分離槽等、⑥デイスボローザ排水処理施設、⑦床下合流継手、⑧その他の名称					
完成図	縮尺		方位			

様式第4号
様式第4号



						※決定年月日
						年 月 日
						※決定番号
						第 号
<h2 style="margin: 0;">排水設備設置期間延長許可申請書</h2> <p style="margin: 0;">伊丹市上下水道事業管理者 様 年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">住所</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">申請人</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">氏名 (※)</p> <p style="margin: 0; text-align: center;"><small>(※)本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印してください。 法人の場合は、記名押印してください。</small></p> <p style="margin: 0;">次の通り申請します。</p>						
設置場所	伊丹市					
設置区分	新設	増設	改築	その他		
すでに受けた 許可年月日	年 月 日					
すでに受けた 指定期間	年 月 日					
延長希望年月日	年 月 日					
延長理由						
※決定区分	許可 不許可					
※決定理由						
※条件及び指示事項						

注※印は記入しないでください

排水設備設置期間延長決定通知書

申請人 住所 年 月 日
氏名 伊丹市上下水道事業管理者 印

年 月 日付けで申請のありました排水設備設置期間延長申請について、伊丹市下水道条例施行規程第11条第3項の規定により下記のとおり通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 許可	<input type="checkbox"/> 不許可
設置場所	伊丹市	
設置区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> その他
延長指定期限	年 月 日まで	
許可の条件及び指示事項		
不許可の理由		
決定年月日	年 月 日	決定番号 第 号

- 備考
- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、伊丹市長に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊丹市を被告(訴訟において伊丹市を代表する者は市長となります。)として提起することができます。
 - 3 上記1及び2にかかわらず、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。

様式第7号

様式第7号

公共下水道使用届

伊丹市上下水道事業管理者 様

年 月 日					
伊丹市下水道条例第10条第1項の規定により、公共下水道の使用を				開始 休止 廃止 再開	}
したので、次のとおり届け出ます。					
〒					
住所					
ふりがな					
氏名					
電話番号					
法人等の担当者					
使用場所	〒 664- 建物名				
伊丹市					
開始等年月日	年 月 日			(詳細が不明なときには、○年○月頃とご記入ください。)	
用途	住居 事業場 公衆浴場				
使用水と使用状況	上水		井戸	工業用水	雨水利用等
	給水装置番号(お客様番号) ～		手動 動力		
使用人員	人	浴槽数	槽	左の2欄は、開始または再開する場合に、用途が住居で、井戸を使用するときに記入ください。	
以下の欄は、排水設備新設等の工事が伴うときに、ご記入ください。					
設置者(確認申請者)	住所				
	氏名				
指定工事店	名称				
	所在地				電話番号
工事種別	汲取改造 浄化槽切替 新設 増設 改築				
確認番号	排除方式	処理区	分区	備考	
受付					
<input type="checkbox"/> 水道台帳 照合 <input type="checkbox"/> 水道台帳 下水区分記入 <input type="checkbox"/> 下水道新規データ作成					
課長				担当	

- 注 1 太線の中だけ記入してください。
 2 使用の区分(開始 休止 廃止 再開)は、該当する区分を○で囲むか、該当しない区分を二重線で消してください。
 3 集合住宅等で複数の水道メータが設置されているときは、水道メータごとの使用室名等がわかる図書を添付してください。
 4 上水以外の水源を使用しているときは、公共下水道への下水排除量との関係がわかる図書を添付してください。
 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4としてください。

様式第8号

様式第8号

公共下水道使用者変更届

伊丹市上下水道事業管理者 様

年 月 日		
伊丹市下水道条例第11条第1項の規定により、公共下水道の使用者を変更したので、次のとおり届け出ます。		
〒		
届出者 (使用者)	住 所 _____	
	ふりがな _____	
	氏 名 (名称) _____	
	電話番号 _____ 法人等の 担当者 _____	
使用場所	〒 664- 伊丹市 _____ 建物名 _____	
変更年月日	年 月 日	
変更前の 使用 者	住 所 _____ 氏 名 (名称) _____	
使用水と 使用状況	使用水	使用状況 (該当しない使用状況の欄は、斜線を引いてください)
	上 水	給水装置番号 (お客様番号)
	井 戸	
	工業用水	
	雨水利用等	
備 考		

- 注 1 太線の中だけ記入してください。
 2 上水以外の水源を使用しているときは、公共下水道への下水排除量との関係がわかる図書を添付していただくことがあります。
 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4としてください。

受付	課長			担当	備考

様式第10号
様式第10号

公共下水道施設施工等（承認・不承認）決定通知書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

伊丹市上下水道事業管理者

年 月 日付けで申請のあった公共下水道施設施工等の承認について、伊丹市下水道条例施行規程第14条第2項の規定により次のとおり通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	決定年月日	年 月 日	決定番号	第 一 号
施行場所	伊丹市	施設 の 内 容			
施工者	住 所 氏 名				
不承認とする理由					
確認事項					

- 備考 1 決定区分の欄の承認又は不承認の左に■印が示されているものが、決定した内容です。
 2 ① この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、伊丹市長に対して審査請求をすることができます。
 ② この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊丹市を被告（訴訟において伊丹市を代表する者は市長となります。）として提起することができます。
 ③ 上記1及び2にかかわらず、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。

様式第11号
様式第11号

公共下水道施設施工等完了届

年 月 日

伊丹市上下水道事業管理者 様

住 所

届出者 氏名
(名称及び代表者名)

(※)

(※) 本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印してください。
法人の場合は、記名押印してください。

電話番号 ()

年 月 日付け第 号(決定番号第 -)で承認のあ
った公共下水道施設の工事等が完了したので、伊丹市下水道条例施行規程第14条第4項
の規定により、次のとおり届け出ます。

施工等区分	1 新設 2 改修 3 撤去 4 その他()				
施行場所	伊丹市				
施 工 等 施 設 の 内 容	施設名	管径	延長	箇所数	施工等区分
	下水道管	φ mm	m	箇所	新設・改修・撤去・その他
	取付管	φ mm	m	箇所	新設・改修・撤去・その他
	公共汚水樹	φ mm	- m	箇所	新設・改修・撤去・その他
					新設・改修・撤去・その他
接続ますの 出来高計測結果	ます番号	上流人孔からの距離	接続した下水道管からの距離	備考	
		m	m		
		m	m		
		m	m		
		m	m		
工事期間	着手	年 月 日	竣工	年 月 日	
施 工 者	住 所				
	氏 名 (名称及び代表者名)				
	電話番号 () 施工担当者				
添付図書	1 完成した施設の平面図、縦断図、横断図及び構造図 2 工事の着手前、工事の各工程及び竣工時の状況を撮影した写真				

備考 1 記載欄が足りない場合は、該当する内容を別紙に記載して提出してください。
2 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面を除き、日本産業規格A4としてください。

受付	検査日	年 月 日	年 月 日
	結果		
	検査員	所属 氏名	所属 氏名

物件設置等許可申請書

年 月 日

伊丹市上下水道事業管理者 様

申請者

住 所

電話番号

氏 名

〔名称及び
代表者名〕

(※)

(※) 本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印してください。
法人の場合は、記名押印してください。

下水道法第24条第1項の許可を受けたいので、伊丹市下水道条例第14条の規定により、次のとおり申請します。

設置の目的	
設置場所	
物件の名称 及び構造	△別紙図面の通り ()
設置期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで
施工業者	
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで
備考	

※注意事項 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
2 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

物件設置等許可書

第 年 月 日 号

申請者 住所

氏名 様

伊丹市上下水道事業管理者

年 月 日付けで申請のありました物件設置等について、下記のとおり決定したので、伊丹市下水道条例施行規程第16条第2項の規定により通知します。

記

決定区分	1 許可 2 不許可		
設置目的			
設置場所			
設置物件の 名称及び構造	名称	数量	構造
設置期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
許可の期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
占用料			
許可の条件			
不許可とする理由			
1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、伊丹市長に対して審査請求をすることができます。			
2 この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊丹市を被告（訴訟において伊丹市を代表する者は市長となります。）として提起することができます。			
3 上記1及び2にかかわらず、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。			

様式第14号

様式第14号

				課長	主査	係	調査	受付									
<p style="text-align: center;">下水道汚水排除量認定申告書</p> <p style="text-align: center;">伊丹市上下水道事業管理者 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>申告者 住 所 事業所名</p> <p style="text-align: right;">排水管理の 担当者名</p> <p>次のとおり申告します。</p>									減	製品含有水量	製品名	規格	2ヶ月の製造量	含有水率	含有水量	備考	
										河川放流水	用途	用途に対する使用量	使用量	排水量	備考		
									(B)	その他減水量	用途	算出標準	数量	使用量	減少率	減水量	備考
排除場所									下水道排除量		m ³ /2ヶ月						
製造品名									(A - B)								
使 用 水	区分	()月分	()月分	2ヶ月合計	用途	備考											
	上水道水																
	工業用水																
	地下水																
	その他																
	合計																
(A)	地下水等の動力	ポンプ	種類	口径	馬力数	揚水量	1日の運転時間	1ヶ月の運転時間	<p>参考事項</p> <p>記入上の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 使用水区分の備考欄記入内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道水については、メーターの数及びカード番号 ・ 工業用水については、基本水量 ・ 地下水については、モーターポンプ以外であればその種類 ◎ 製品含有水量の欄には、使用水が酒、ジュース等となって出荷される場合に記入してください。 ◎ 不必要の欄は、斜線で消してください。 								

様式第15号

様式第15号

下水道使用料(免除)(減額)(徴収猶予)申請書

年 月 日

伊丹市上下水道事業管理者 様

下水道使用料の(免除 減額 徴収猶予)を受けたいので、伊丹市

使用者住所

下水道条例施行規程第21条第1項の規定により次のとおり申請します。

(フリガナ)
氏名又は名称

電話番号

下水道使用料			申請金額		納入期限		徴収猶予してほしい期間	
年度	期	円	円	円	年	月	日まで	
年度	期	円	円	円	年	月	日まで	
年度	期	円	円	円	年	月	日まで	
年度	期	円	円	円	年	月	日まで	
年度	期	円	円	円	年	月	日まで	
年度	期	円	円	円	年	月	日まで	
申請理由	_____							関係書類

1. 給与支払証明書								
2. 罹災証明書								
3. 診断書又は医療費支払証明書								
4. 医療保険の受給証明書								
5. その他()								

この欄は記入しないでください。

決定区分	1	免除減額徴収猶予する	しない理由	免除額	円	減額後の下水道使用料	円
	2	免除減額徴収猶予しない		徴収額	円		徴収猶予期間
				徴収猶予額	円		

様式第16号
様式第16号

下水道使用料(免除)(減額)(徴収猶予)決定通知書

年 月 日

様

伊丹市上下水道事業管理者

年 月 日に提出された下水道使用料（免除 減額 徴収猶予）について、次のとおり

決定したので、伊丹市下水道条例施行規程第21条第2項の規定により通知します。

決定区分	1 免除 減額 徴収猶予 する			2 免除 減額 徴収猶予 しない			
	下水道使用料	免除・減額 額	減額後の下水道使用料	徴収猶予期間			
年度 期	円	円	円	年 月 日から	年 月 日まで		
年度 期	円	円	円	年 月 日から	年 月 日まで		
年度 期	円	円	円	年 月 日から	年 月 日まで		
年度 期	円	円	円	年 月 日から	年 月 日まで		
年度 期	円	円	円	年 月 日から	年 月 日まで		
年度 期	円	円	円	年 月 日から	年 月 日まで		
理由				通知事項			

- 備考 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、伊丹市長に対して審査請求をすることができます。
 2 この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊丹市を被告（訴訟において伊丹市を代表する者は市長となります。）として提起することができます。
 3 上記1及び2にかかわらず、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。

様式第17号
様式第17号

(表)

5cm	第 号	下水道使用料徴収職員証		
	写 真	氏 名	年 月 日	年 月 日
		生年月日		
		交 付 日		
	上記の者は、地方自治法第231条の3第3項及び伊丹市下水道条例施行規程第22条第1項の規定により、下水道使用料の滞納処分に関する事務を行うことができる職員であることを証明する。			
	伊丹市上下水道事業管理者 印			

7.7cm

(裏)

- 1 本証は、伊丹市下水道条例施行規程に基づく、滞納処分のための調査、質問若しくは検査又は財産の差押えに関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

占用許可申請書

年 月 日

伊丹市上下水道事業管理者 様

申請者

住所

電話番号

氏名

〔名称及び
代表者名〕

(※)

(※) 本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印してください。
法人の場合は、記名押印してください。

公共下水道の施設の占用の許可を受けたいので、伊丹市下水道条例第27条の規定により、次のとおり申請します。

設置の目的	
設置場所	
物件の名称 及び構造	△別紙図面の通り ()
設置期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで
施工業者	
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで
備考	

- ※注意事項
- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 2 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

占用許可書

第 年 月 日 号

申請者 住所

氏名 様

伊丹市上下水道事業管理者

年 月 日付けで申請のありました占用について、下記のとおり決定したので、伊丹市下水道条例施行規程第23条第2項の規定により通知します。

記

決定区分	1 許可 2 不許可		
占用目的			
占用場所			
占用物件の 名称及び構造	名称	数量	構造
占用期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
許可の期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
占用料			
許可の条件			
不許可とする理由			
1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、伊丹市長に対して審査請求をすることができます。			
2 この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊丹市を被告（訴訟において伊丹市を代表する者は市長となります。）として提起することができます。			
3 上記1及び2にかかわらず、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。			

占用期間更新許可申請書

年 月 日

伊丹市上下水道事業管理者 様

申請者

住所

氏名

〔名称及び
代表者名〕

(※)

(※) 本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印してください。
法人の場合は、記名押印してください。

電話番号

公共下水道の施設の占用期間更新の許可を受けたいので、伊丹市下水道条例第29条第2項の規定により、次のとおり申請します。

占用の目的	
占用場所	
占用物件の名称及び構造	△別紙図面の通り ()
許可を受けた番号、年月日及び占用期間	許可番号 年 月 日 年 月 日 から 年 月 日まで
更新する占用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
備考	

- ※注意事項
- 1 占用期間更新許可申請書は、許可を受けた占用期間満了日前20日以内に提出すること。
 - 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 3 申請書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
 - 4 占用の期間は3年以内とし、占用料の額は伊丹市道路占用料条例の別表が準用されます。

占用期間更新許可書

第 年 月 日
号

申請者 住所

氏名 様

伊丹市上下水道事業管理者

年 月 日付けで申請のありました占用期間の更新について、下記のとおり決定したので、伊丹市下水道条例施行規程第24条第2項の規定により通知します。

記

決定区分	1 許可 2 不許可		
占用目的			
占用場所			
占用物件の 名称及び構造	名称	数量	構造
前回許可番号・年月日 及び占用期間	(前回許可番号 第 号 年 月 日) 年 月 日 から 年 月 日まで		
更新の期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
占用料			
許可の条件			
不許可とする理由			
1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、伊丹市長に対して審査請求をすることができます。			
2 この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊丹市を被告（訴訟において伊丹市を代表する者は市長となります。）として提起することができます。			
3 上記1及び2にかかわらず、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。			

下水道占用期間満了等届

年 月 日

伊丹市上下水道事業管理者 様

申請者

住所

電話番号

氏名

〔名称及び
代表者名〕

(※)

(※) 本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印してください。
法人の場合は、記名押印してください。

伊丹市下水道条例第30条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出区分	1 期間の満了	2 占用の廃止
既に受けた許可 年月日及び番号		
占用場所		
既に受けた許可期間	年 月 日から 年 月 日まで	
許可時の附帯条件		
検査結果		
備考		

- ※注意事項 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
2 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。